

平成20年
4月から

特定健診・特定保健指導が スタートします！

40歳から74歳までの皆さんへ

平成20年4月から、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見と予防を目的に特定健診・特定保健指導がスタートします。

内臓脂肪型肥満をベースに脂質異常・高血圧・高血糖といった危険因子の重なるメタボリックシンドロームは、放っておくと命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険が高まります。自分の健康状態を把握し、専門家のサポートによって病気を未然に防ぎましょう。



国保年金課国保給付係 (☎内線2355)

特定健診・特定保健指導のポイント

1 対象となる方は、加入している医療保険者が行う健診を受けます

- 対象者は40歳～74歳の医療保険加入者(家族を含む)です。
 - 健診を実施するのは医療保険者(健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合、市区町村国民健康保険、国民健康保険組合など)です。
- ※詳しい健診のお知らせや受診場所などは、加入している医療保険からの広報などでご確認ください。

2 医療保険者が実施するため、継続した健康管理ができます

- 健診結果は原則として医療保険者が保管し、健診後に行う生活習慣改善のための保健指導に役立ちます。
- 転職や転居などで医療保険者が変わった場合、本人の希望により健診データを次の保険者に移すことができます。
- 特定健診・特定保健指導の効果が医療費にどう反映されるかもチェックしていきます。

3 メタボリックシンドロームを見つける新たな検査項目が加わります

- 新しく加わった検査項目は腹囲測定とLDLコレステロール検査です。これらは、メタボリックシンドロームや心血管病(心臓病や脳卒中など)の危険因子を判定するのに効果的な項目です。



4 専門家から健康状態に応じたサポートが受けられます

- 健診結果に応じて、その方の健康状態に合った生活習慣改善のためのサポートを、専門家(医師、保健師、管理栄養士など)から受けられます。



特定健診は、“健診後のサポート体制が充実し、より必要とする方が必要なサポートを受けられる仕組み”になるので、自分の生活習慣の問題点が見え、自分なりの健康づくりができるようになります。

食生活や運動など、それぞれの分野の専門家が、各人のライフスタイルに合った目標を立てるアドバイスを行ってくれますので、積極的に活用し、健康な毎日を手に入れましょう。

※20歳以上39歳以下の方は、健康増進法に基づく健康診査が、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に基づく健康診査が受診できます。